

2018年6月21日

京都大学総長 山極 壽一 殿

京都大学職員組合

中央執行委員長 白岩 立彦

職員組合の看板を撤去前の状態に復することを求める

京都大学法人（以後、「法人」）は2018年5月13日の早朝、職員組合が設置していた看板を一方的に撤去した。同5月14日の貴職宛の抗議文（以後、「抗議文」）にも示した通り、職員組合が労働組合活動として看板を掲出することは、数十年にわたり労使間で了解されてきた慣行であり、日本国憲法及び労働組合法で保障されている正当な労働組合活動である。撤去された看板は現在、組合の元にあるが、法人が職員組合の看板を一方的に撤去した不当な行為を不問に付することはできない。

法人が6月13日に自己のWebページに示したニュースには次のことが述べられている。

なお、本学外構周辺の立看板等については、京都市屋外広告物等に関する条例に抵触するのみならず、道路の不法占用に当たること、歩行者に危険になりかねないことを内容とする市からの指導を受け、また、歩行や児童の通学にとって危険であるなどの周辺住民からの苦情も寄せられているところです。事実、倒れた立看板が通行人に当たって負傷させた事例が過去に複数回起きています。京都市にある大学として本学のみが特例的な扱いを求めうる根拠はなく、法令違反を犯さないよう、引き続き、学生・教職員に求めてまいります。違反が発生した場合には、今後とも大学が立看板等の撤去を行うとともに、再三にわたり法令違反行為を続ける者・団体に対しては、法的な措置を含め、厳正に対処します。

（下線は職員組合）

抗議文にも示した通り、労働組合の表示物は「京都市屋外広告物等に関する条例」（以後、「条例」）の規定でも許可不要とされている。職員組合の看板は単体においては条例の面積基準、色彩基準にも適合し、事故防止の措置も講じており、法人のこうした指摘

に当たるところはない。

そもそも、京都大学の伝統的景観および敷地区画の大きさを無視している条例には違憲の疑いがある。また、条例には関係しないキャンパス内側に設置していた職員組合の看板も法人は撤去している。

一方的に制定した「京都大学立看板規程」を根拠に、正当な労働組合活動の一環として設置されていた職員組合の看板を撤去したことは、労働組合法が禁ずる不当労働行為に該当する。法人だけが特例的にこれを免れる根拠はない。いま現在も職員組合に損害を発生させており、法人がこうした状態を継続させるのであれば、職員組合もまた「法的な措置を含め、厳正に対処する」と言わざるを得ない。

職員組合は、総論として京都の景観を保全しようとする条例の趣旨を否定しないし、学生団体の活動を差し置いて自己の既得権のみを主張するつもりもない。本学における看板の設置の在り方について、誠実かつ建設的な話合いのテーブルに着く用意はある。そのために、まず職員組合の看板を撤去前の状態に復することを求める。

以上